

○宇部市市街地再開発事業建設基準

(趣旨)

第1条 この基準は、宇部市市街地再開発事業補助金交付要綱(平成29年6月1日施行。以下「要綱」という。)第26条の規定に基づき、施設建築物等(施設建築物及びその敷地をいう。以下同じ。)の建設に関する基準を定めるものとする。

2 施設建築物等の整備は、建築基準法(昭和25年5月24日付け法律第201号)その他関係法令に定めるもののほか、この基準に定めるところに従い、行われなければならない。

(用語の定義)

第2条 この基準における用語の意義は、都市再開発法(昭和44年6月3日付け法律第38号)及び要綱に定めるところによる。

(まちづくり計画等への適合)

第3条 施設建築物等は、地区計画、景観計画、建築協定その他、その属する地域に良好なまちづくり計画等がある場合にあっては、当該計画等に沿ったものでなければならない。

(開発基準等への適合)

第4条 施設建築物等は、都市計画関係法規及び宇部市開発行為の手引きを順守し、適合させなければならない。

附 則

この建設基準は、平成29年6月1日から施行する。